

岩手県告示第726号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、高橋博文に対する宅地建物取引主任者に係る監督処分を行うため、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成21年9月29日(火)午後2時から
- 2 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁県土整備部会議室